

# 育児休業を取得中(取得予定)の皆さんへ

## 育児休業手当金の支給延長(1歳又は1歳6ヵ月到達後)には 保育所等への入所申込みが必要です

組合員が3歳に満たない子を養育するため育児休業をするときは、その子が1歳に達する日まで育児休業手当金が支給されますが、保育所等における保育の実施が行われないなど、下記の延長要件に該当する場合は、最長で子が2歳に達する日まで育児休業手当金の支給期間が延長できます。

### 延長要件



- ① 育児休業に係る子について、1歳の誕生日以前を入所希望日として保育所等における保育の実施を希望し申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日以後の期間について、当面その実施が行われない場合。
- ② 上記①の子が①と同様1歳6ヵ月到達日以前を入所希望日として保育所等における保育の実施を希望し申込みを行っているが、当該子が1歳6ヵ月に達する日以後の期間について、当面その実施が行われない場合。

※ 「パパ・ママ育休プラス制度」を利用する場合、「1歳の誕生日」を「休業終了予定日」

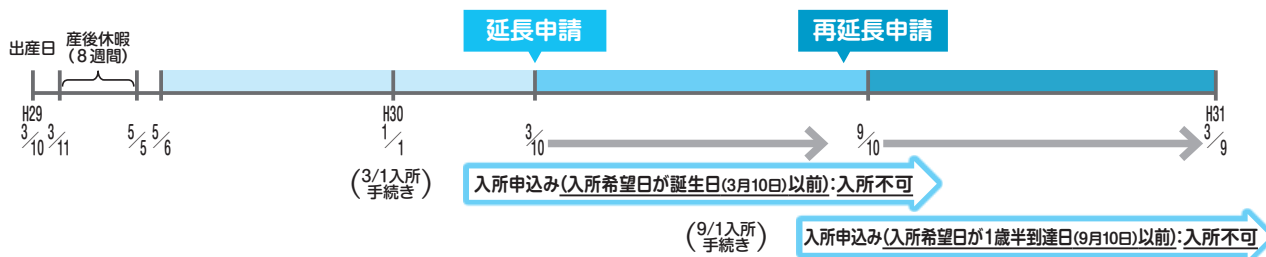
※ 保育所等は、児童福祉法第39条に規定する保育所等をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません。

### 確認書類

「保育所の入所に関する市町村長等の証明書(入所不承諾証明書等)」

※入所申込日及び入所希望日が確認できるもの。

**例1** 1歳以前に入所希望の手続きを行い、誕生日以降の入所が不可であるので、1歳到達時点において待機状態であるため、手当金の支給延長が認められる。(事例の場合、H30.3.10~H30.9.9の期間において支給(延長)される。)さらに、1歳半以前に入所希望の手続きを行い、1歳半以降の入所が不可であるので、1歳半到達時点において待機児童状態であるため、支給延長が認められる。(事例の場合、H30.9.10~H31.3.9の期間において支給(延長)される。)



**例2** 1歳以前に入所希望の手続きを行っているが、1歳の時点で入所待機状態ではないため、手当金支給期間の延長に該当しない。



【注意事項】 市区町村により、入所申込みの時期も様々ですので、入所申込みの締め切り等は各市区町村にご確認の上、余裕を持ったご対応をお願いします。

### 延長対象とならない事例

1. 入所申込みを行わなかった場合。(例: 市区町村に問い合わせをしたが、途中入所は難しい状況)又は定員超過のため次回の入所は困難であったため)
2. 無認可保育所への入所希望申込みの場合。
3. 入所希望日が、1歳の誕生日(再延長に関しては1歳6ヵ月到達日)の翌日以降となっている場合。